

軽自動車税について

◆ ◆ 税率

税制改正により、平成28年度から、下記車種の税率が引き上げられます。

<原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車>

車種区分	税率(年額)		
	改正前 (平成27年度まで)	改正後 (平成28年度以降)	
原動機付自転車	排気量 50cc 以下	1,000円	2,000円
	50cc 超 90cc 以下	1,200円	2,000円
	90cc 超 125cc 以下	1,600円	2,400円
	ミニカー(50cc 以下)	2,500円	3,700円
二輪車	軽自動車(125cc 超 250cc 以下)	2,400円	3,600円
	小型自動車(250cc 超)	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,000円	2,000円
	その他(フォークリフト等)	5,000円	平成29年度まで 5,000円 平成30年度以降 5,800円

<三輪、四輪の軽自動車>

平成27年4月1日以降に新規登録する車両(初めて車両番号の指定を受けた車両)から新税率が適用されます。

平成27年3月31日までに新規登録した車両は、登録後13年まで現行税率のままです。

初めて車両番号の指定を受けた月(初度検査年月)から13年を経過した車両(電気軽自動車等を除く)は平成28年度から次の表の 経年重課 の税率が適用されます。

車種区分	税率(年額)		
	平成 27 年 3 月 31 日 までに新規登録した車両	平成 27 年 4 月 1 日 以降に新規登録する車両	登録後13年超 (経年重課)
三輪	3, 100円	3, 900円	4, 600円
四輪乗用	自家用	7, 200円	10, 800円
	営業用	5, 500円	6, 900円
四輪貨物	自家用	4, 000円	5, 000円
	営業用	3, 000円	3, 800円

・ 初度検査年月は自動車検査証に記載されています。

<軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について>

平成 27 年度中に新規登録した三輪以上の車両で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものに対し、性能に応じて平成 28 年度の軽自動車税が軽減されます。

車種区分	税率(年額)			
	右記以外の車両	75%軽減(①)	50%軽減(②)	25%軽減(③)
三輪	3, 900円	1, 000円	2, 000円	3, 000円
四輪乗用	自家用	10, 800円	2, 700円	5, 400円
	営業用	6, 900円	1, 800円	3, 500円
四輪貨物	自家用	5, 000円	1, 300円	2, 500円
	営業用	3, 800円	1, 000円	1, 900円

① 電気自動車・天然ガス自動車(平成 21 年排出ガス基準 10%低減)

② 乗用:平成 32 年度燃費基準+20%達成車

貨物:平成 27 年度燃費基準+35%達成車

③ 乗用:平成 32 年度燃費基準達成車

貨物:平成 27 年度燃費基準+15%達成車

※②、③は、ガソリン車・ハイブリッド車であり平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車(★★★★)に限ります。

・ 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

軽自動車の登録・名義変更・廃車に係る手続き

軽自動車の車種による手続き場所は、以下の表のとおりとなっています。

車種	手続き場所
原動機付自転車(125cc 以下) 小型特殊自動車	小浜市役所 税務課 小浜市大手町 6-3 電話番号：0770 - 53 - 1111 (内線 135)
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会 福井事務所 福井市浅水町 138-11-3 電話番号：050 - 3816 - 1774
二輪の軽自動車(125cc 超 250cc) 二輪の小型自動車(250cc 超)	中部運輸局 福井運輸支局 福井市西谷1丁目 1402 電話番号：050 - 5540 - 2057 ※音声案内につながった後「026」を押してください。